

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	28,768
計	28,768

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式(注)	11,209	非上場・非登録
計	11,209	-

(注)完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株引受権

(平成12年12月5日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	398株(注)1(注)2	360株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	200,000円(注)2	200,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成14年5月7日から 平成21年5月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 200,000円	発行価格 200,000円 資本組入額 200,000円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めま す。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認め ません	同左

(注)1.新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したもにかかるとなる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2.新株引受権付与後、株式分割等により時価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、権利行使価額及び株数を次に定める算式をもって調整します。

$$\text{調整後権利行使価格} = \text{調整前権利行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式の計算については、円未満少数第1位まで算出し、少数第1位を四捨五入します。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

株式数調整式の計算について、1株未満の端数が生ずるときは、端数はこれを切り捨てます。

(平成14年1月12日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	161株(注)1(注)2	126株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金	150,000円(注)2	150,000円(注)2
新株予約権の行使期間	平成15年5月7日から 平成22年5月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 150,000円	発行価格 150,000円 資本組入額 150,000円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めま す。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認め ません	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利喪失したのものにかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2. 新株引受権付与後、株式分割等により時価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、権利行使価額及び株数を次に定める算式をもって調整します。

$$\text{調整後権利行使価格} = \text{調整前権利行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式の計算については、円未満少数第1位まで算出し、少数第1位を四捨五入します。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

株式数調整式の計算について、1株未満の端数が生ずるときは、端数はこれを切り捨てます。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権  
(平成14年8月28日定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数	337個(注)1	285個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	337株(注)1(注)2	285株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円(注)3	100,000円(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成23年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めません	同左

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものに於ける新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成14年12月6日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数	60個(注)1	60個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60株(注)1(注)2	60株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円(注)3	100,000円(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年1月4日から 平成23年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の顧問等であることを要します。権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めません	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したもにかかるとなる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。

2. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成15年4月1日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数	10個(注)1	10個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10株(注)1(注)2	10株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円(注)3	100,000円(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成24年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社子会社の取締役又は従業員であることを要します。但し、取締役が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めません	同左

- (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したものかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。
2. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成17年1月31日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成16年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数		350個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		350株(注)1(注)2
新株予約権の行使時の払込金額		150,000円(注)3
新株予約権の行使期間		平成19年3月1日から 平成26年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円
新株予約権の行使の条件		権利行使時において役員又は従業員であることを要します。但し、役員が任期満了により退任した場合は権利行使可能です。又、権利者の相続人も行使可能です。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定めます。
新株予約権の譲渡に関する事項		権利の譲渡及び買入は認めません

- (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失したもにかかると新株予約権の目的となる株式の数を減じた額です。
2. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により払い込む金額を調整するものとします。(1円未満の端数は切り上げます。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成11年12月16日 (注)1	120	320	6,000	16,000	-	-
平成12年3月22日 (注)2	290	610	14,500	30,500	-	-
平成12年5月31日 (注)3	600	1,210	240,000	270,500	240,000	240,000
平成12年5月31日 (注)4	588	1,798	29,400	299,900	294	240,294
平成12年9月7日 (注)5	-	1,798	60,100	360,000	60,100	180,194
平成12年10月11日 (注)6	5,394	7,192	-	360,000	-	180,194
平成13年4月18日 (注)7	1,333	8,525	99,975	459,975	99,975	280,169
平成13年5月31日 (注)8	200	8,725	15,000	474,975	15,000	295,169
平成15年4月12日 (注)9	500	9,225	25,000	499,975	25,000	320,169
平成15年8月27日 (注)10	-	9,225	-	499,975	315,514	4,654
平成16年6月22日 (注)11	1,984	11,209	12,400	512,375	12,648	17,302

## (注)1. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 上田祐司、小方麻貴、三口聡之介、遠藤健治

## 2. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 株式会社グッテル、株式会社ガーラ、小方麻貴、速水浩二、株式会社アルファグループ、MediaRing Ltd.、他11名

## 3. 有償第三者割当

発行価格 800,000円

資本組入額 400,000円

割当先 ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号、Joho Fund,Ltd、Tudor Proprietary Trading L.L.C、Joho Partners,L.P.、株式会社翔泳社、他3名

## 4. 新株引受権の権利行使

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

行使者 株式会社グッテル、株式会社ガーラ、上田祐司、株式会社東京アウトソーシング

## 5. 資本準備金の組入れによる無償増資

## 6. 株式分割 1:4

## 7. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先 ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号、ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド3号

8. 有償第三者割当

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先 住銀インベストメント7号投資事業有限責任組合、SMBCキャピタル株式会社

9. 有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先 株式会社パワードコム

10. 欠損金填補による資本準備金取り崩し

11. 新株引受権の権利行使

発行価格 12,500円

資本組入額 6,250円

行使者 上田祐司、小方麻貴、遠藤健治、酒井靖昭、佐別当隆志、上田浩司、吉井秀三、小島太郎

(4) 【所有者別状況】

平成17年5月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等	外国法人 等のうち 個人	個人その他	計	
株主数(人)	-	-	-	17	7	2	30	54	-
所有株式数 (株)	-	-	-	5,681	1,464	80	4,064	11,209	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	50.7	13.1	0.7	36.2	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,209	11,209	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	11,209	-	-
総株主の議決権	-	11,209	-

【自己株式等】

平成17年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ19第11項の規定に基づく特別決議により発行された新株引受権によるもの

決議年月日	平成12年12月5日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名 従業員 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 取締役1名、従業員29名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成14年1月12日
付与対象者の区分及び人数	従業員30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 従業員16名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行によるもの

決議年月日	平成14年8月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 従業員13名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成14年12月6日
付与対象者の区分及び人数	顧問 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 顧問2名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成15年4月1日
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 1名 子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 子会社従業員4名が退職等に伴う理由で権利を喪失しております。

決議年月日	平成17年1月31日
付与対象者の区分及び人数	役員 6名 従業員 27名 子会社役員 1名 子会社従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

### (1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

#### 【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

### (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

#### 【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、配当原資確保の為の収益力強化と継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。今後の利益配当につきましては、経営基盤の安定と今後の利益見通し等を勘案の上、当面は積極的な事業展開を遂行するための内部留保の充実に努めることによって、企業価値の極大化を図ることにより株主に応える方針であります。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので、該当事項はありません。

## 5【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		上 田 祐 司	昭和49年9月12日生	平成9年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 平成11年3月 有限会社ガイアックス(現当社)設立、代表取締役社長就任(現任)	1,883
取締役副社長	管理部門担当	小 方 麻 貴	昭和49年12月19日生	平成9年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 平成11年3月 有限会社ガイアックス(現当社)取締役就任 平成11年5月 当社取締役副社長就任(現任)	704
取締役	企画開発部門担当	遠 藤 健 治	昭和51年5月18日生	平成11年4月 有限会社ガイアックス(現当社)入社 平成11年5月 当社取締役就任(現任)	478
取締役 (非常勤)		速 水 浩 二	昭和42年1月9日生	平成元年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成5年12月 株式会社翔泳社入社 平成7年4月 同社ゲーム開発局長 平成7年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成12年3月 当社取締役就任(現任)	80
取締役 (非常勤)		中 村 健	昭和48年10月8日生	平成9年4月 トランスコスモス株式会社 入社 平成12年8月 イー・リサーチ株式会社入社 平成14年7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社出向 平成14年11月 同社転籍 平成17年1月 当社取締役就任(現任)	-
常勤監査役		岡 崎 彰	昭和22年8月16日生	昭和45年4月 株式会社日刊自動車新聞社入社 昭和50年4月 日本信販株式会社入社 昭和61年4月 日本エンタープライズ・ディベロップメント株式会社入社 平成12年7月 当社監査役就任(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		太 原 正 裕	昭和35年3月21日生	昭和58年4月 株式会社東京都民銀行 入行 平成9年6月 株式会社船井キャピタル 入社 平成11年6月 有限会社エスピーユー コンサルタント入社 取締役(現任) 平成12年7月 当社監査役就任(現任) 平成16年4月 城西大学客員助教授就 任(現任) 平成17年1月 株式会社オーエーシス テム・プラザ監査役 就任(現任)	15
監査役 (非常勤)		大 野 長 八	昭和23年12月27日生	昭和61年8月 株式会社ベンチャー・ リンク取締役就任 平成8年8月 リンク・インベストメ ント株式会社取締役社 長就任 平成12年4月 大野アソシエーツ設立 代表(現任) 平成15年4月 追手門学院大学客員教 授就任(現任) 平成16年12月 株式会社オープンルー プ監査役就任(現任) 平成17年1月 当社監査役就任(現任)	10
計					3,170

(注) 速水浩二、中村健は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

具体的には、経営のモニタリングのために、経営や業績に影響を及ぼす重要な事項について、取締役、監査役が発生の都度報告を受ける体制を築いております。また、社内の独立した組織として内部監査室（法務部長）を置いております。また、コンプライアンスプログラム責任者（法務部長）を設け、社内のコンプライアンスに係る体制強化を図っております。

### (2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### a.経営上の重要意思決定体制および取締役、監査役の状況

- ・ 当社の取締役会は取締役5名、監査役3名で迅速な経営判断ができるよう少人数で構成されており、取締役会規程に基づき会社の重要事項等を討議し決定しております。定時取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。
- ・ 当社は社外取締役および社外監査役の登用を重視し、5名の取締役のうち2名は社外取締役で、3名の監査役（うち常勤監査役1名）は全員社外監査役で構成することにより経営に対する監督機能を高めております。
- ・ 監査役は全ての取締役会に出席し、さらにその他の社内会議にも随時出席し、経営全般に対する監督機能を発揮しております。
- ・ また、取締役会の下での意思決定機関として経営会議を設置し、定期的を開催することにより、効率的事業運営を行っております。

#### b.内部統制の仕組み

当社は内部監査室を設置し、社内規程に準拠した業務の実施状況の検査および改善指導を行っております。内部統制の有効性および実際の業務執行状況につきましては、内部監査室が原則として全部門を対象に監査計画に基づいて監査・調査を実施しており、監査の結果は代表取締役社長に報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導を行う一方、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

グループ全体としては、当社子会社のGaiax Co., Ltdに対しても定期的な監査を行っております。なお監査役は内部監査室と密接な連携をとっており、内部監査状況を点検し助言することが可能となっております。

#### c.弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項については、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて助言ないし指導を受ける体制を整えております。また、会計監査人につきましては、中央青山監査法人と監査契約を結び、中央青山監査法人は公正不偏の立場から財務諸表監査を実施し、当社および監査役は監査結果の報告を受けると共に指摘事項等についての意見交換を随時行っております。また重要な会計方針等について相談し助言を得ております。

会社と会社の社外取締役、社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係の概要

- ・ 当社の社外取締役速水浩二氏は当社株式80株(0.71%)を保有する当社の株主であります。また、株式会社翔泳社代表取締役社長であり、同社は当社株式320株(2.85%)を保有する株主であります。さらに、同社は当社との間において、定常的な商取引を行っております。具体的には当社からアバター制作を委託しており、過去2期間における当社からの支払額は第5期においては10,080千円(外注費の総額に占める割合約3%)、第6期においては17,430千円(外注費の総額に占める割合約3%)となっております。

- ・ 当社の社外取締役中村健氏は当社株式1,000株(8.9%)を保有するソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンドの業務執行組合員であるソフトバンク・インベストメント株式会社の社員であります。
  - ・ 社外監査役は当社株式25株(0.22%)を保有しております。
- なお、上記株式には新株予約権および新株予約権による潜在株式数は含まれておりません。

#### 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当期1年間は、コーポレート・ガバナンス体制やグループ全体を視野に入れた経営管理体制の在り方につき、社外専門家にも意見を聞きながらさまざまな角度から検討してまいりました。その結果として、コーポレート・ガバナンスをさらに有効に機能させることを目指し、前述のとおり平成17年1月にコンプライアンスプログラム責任者（法務部長）を配置いたしました。同責任者が各プロジェクトの責任者に適時ヒヤリングすると共に顧問弁護士とレビューを重ねコンプライアンス体制の構築を進めております。同時に、内部管理体制をより一層強化する施策を推進し、内部牽制の確立を図っていく予定であります。今後も当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営に積極的に取り組んでまいります。

#### (3) 役員報酬および監査報酬

当事業年度(平成15年6月1日から平成16年5月31日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

##### 役員報酬

取締役を支払った報酬	24,192千円
	(うち社内取締役 3名) (22,992千円)
	(うち社外取締役 2名) (1,200千円)

監査役を支払った報酬	5,120千円
------------	---------

##### 監査報酬

監査証明に係る報酬	6,000千円
-----------	---------

上記以外の報酬に該当する事項はありません。